別記様式第十四号中「㊞」を削る。

（品種登録規則の一部改正）

第五十六条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
（申請書に添付する書面等） **第二十条**　（略） ２・３　（略） （削る）	（申請書に添付する書面等） **第二十条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項第二号に規定する場合において、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、同号に掲げる書面を添付することを要しない。

（持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正）

第五十七条　持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削る。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号（第七条関係）

（表面）

第　　号

持続的養殖生産確保法第１０条第１項の規定により立入検査等をする職員の身分証明書

職　　名（魚類防疫員にあたっては、その旨）

氏　　名

生年月日

写　　真

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

都道府県知事（農林水産大臣）

（裏面）

持続的養殖生産確保法（抄）

第10条　都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる。

２　前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第10条第１項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三　（略）

備考　・用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

・魚類防疫員にあっては、裏面に法第13条第１項の規定も記載すること。